

○海上幕僚監部における専決に関する達

昭和37年5月7日

海上自衛隊達第36号

- 改正 昭和38年7月12日 海上自衛隊達第63号〔第1次改正〕
昭和39年4月7日 海上自衛隊達第16号〔第2次改正〕
昭和40年7月31日 海上自衛隊達第62号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達5条による改正〕
昭和40年12月16日 海上自衛隊達第82号〔第3次改正〕
昭和45年1月14日 海上自衛隊達第4号〔第4次改正〕
昭和45年7月1日 海上自衛隊達第40号〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕
昭和45年7月25日 海上自衛隊達第58号〔第5次改正〕
昭和48年2月19日 海上自衛隊達第7号〔船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達附則3項による改正〕
昭和48年8月8日 海上自衛隊達第40号〔海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手続等に関する達附則2項による改正〕
昭和49年12月26日 海上自衛隊達第47号〔第6次改正〕
昭和52年3月31日 海上自衛隊達第8号〔第7次改正〕
昭和55年6月30日 海上自衛隊達第15号〔海上幕僚監部総務部法務課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕
昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕
昭和57年6月30日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕
昭和58年6月15日 海上自衛隊達第24号〔第8次改正〕
昭和60年12月21日 海上自衛隊達第28号〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕
昭和62年3月20日 海上自衛隊達第5号〔第9次改正〕
昭和62年5月15日 海上自衛隊達第10号〔第10次改正〕
昭和62年9月29日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達1条による改正〕
昭和63年4月8日 海上自衛隊達第16号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達5条による改正〕
昭和63年12月14日 海上自衛隊達第67号〔第11次改正〕
平成元年7月25日 海上自衛隊達第31号〔第12次改正〕
平成2年6月8日 海上自衛隊達第15号〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達2条による改正〕
平成4年6月10日 海上自衛隊達第27号〔第13次改正〕
平成5年6月11日 海上自衛隊達第18号〔任命権に関する訓令等の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕
平成6年3月10日 海上自衛隊達第5号〔海上自衛隊の航空救難に関する達等の一部を改正する達2条による改正〕
平成8年2月1日 海上自衛隊達第3号〔第14次改正〕
平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達8条による改正〕
平成9年11月14日 海上自衛隊達第33号〔第15次改正〕
平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達16条による改正〕
平成11年6月16日 海上自衛隊達第16号〔第16次改正〕
平成12年12月8日 海上自衛隊達第35号〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達3条による改正〕
平成13年3月30日 海上自衛隊達第27号〔第17次改正〕
平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達15条による改正〕
平成14年10月31日 海上自衛隊達第45号〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4

条による改正]
平成15年2月3日 海上自衛隊達第8号〔第18次改正〕
平成16年11月15日 海上自衛隊達第27号〔海上自衛隊出納官吏
帳簿及び金庫検査規則の一部を改正する達附則2項による改
正〕
平成18年3月27日 海上自衛隊達9号〔防衛庁設置法等の一部
を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に
関する達11条による改正〕
平成18年3月31日 海上自衛隊達第14号〔防衛庁の職員の給与
等に関する達の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛
隊達の整理に関する達第4条による改正〕
平成18年7月28日 海上自衛隊達第29号〔内部部局等の改編に
伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第5条による改正〕
平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関
係自衛隊達等の整理に関する達第12条による改正〕
平成19年3月5日 海上自衛隊達第7号〔一般曹候補生制度の
実施に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第2条による改正〕
平成19年8月30日 海上自衛隊達第27号〔防衛施設庁の廃止等
に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第5条による改
正〕
平成19年10月17日 海上自衛隊達第35号〔第19次改正〕
平成20年2月29日 海上自衛隊達第4号〔第20次改正〕
平成21年3月23日 海上自衛隊達第5号〔第21次改正〕
平成21年3月27日 海上自衛隊達第6号〔一般曹候補学生であ
る自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達第2条による改正〕
平成22年11月1日 海上自衛隊達第34号〔第22次改正〕
平成26年3月26日 海上自衛隊達第10号〔第23次改正〕
平成26年12月10日 海上自衛隊達第31号〔特定秘密の保護に関
する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達
第1条による改正〕
平成27年10月1日 海上自衛隊達第34号〔第24次改正〕
平成28年9月30日 海上自衛隊達第40号〔第25次改正〕
平成29年3月29日 海上自衛隊達第10号〔第26次改正〕
平成30年6月28日 海上自衛隊達第30号〔第27次改正〕
平成31年3月25日 海上自衛隊達第4号〔第28次改正〕
令和2年3月23日 海上自衛隊達第5号〔第29次改正〕
令和4年2月28日 海上自衛隊達第3号〔海上自衛隊警務隊の
改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改
正〕
令和4年8月1日 海上自衛隊達第35号〔第30次改正〕
令和5年3月8日 海上自衛隊達第5号〔第31次改正〕

海上幕僚監部における専決に関する達を次のように定める。

海上幕僚監部における専決に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、海上幕僚監部における専決に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 この達において「専決」とは、海上幕僚長の委任に基づき、当該事項について常に代つて決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 海上幕僚副長並びに海上幕僚監部の部長（以下「部長」という。）、海上幕僚監部監察官（以下「監察官」という。）、海上幕僚監部首席法務官（以下「首席法務官」という。）、海上幕僚監部首席会計監査官（以下「首席会計監査官」という。）、海上幕僚監部首席衛生官（以下「首席衛生官」という。）及び海上幕僚監部の課長（課長に準ずる者を含む。以下「課長」という。）が専決する事項は、別に定めのある場合を除き、別表のとおりとする。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

(専決を行う場合の留意事項)

第4条 前条の規定により専決を行う場合は、内容に応じ、関係先とあらかじめ所要の調整

を行うものとする。

- 2 専決を行った後、必要と認める事項については、順序を経て海上幕僚長にその旨を報告するものとする。

(専決者不在の場合)

第5条 専決を行う者が、出張又は休暇により不在の場合は、次の表の左欄に掲げる者の専決事項について、それぞれ当該右欄に掲げる者が臨時的に代つて決裁（以下「代決」という。）するものとする。ただし、重要又は異例に関する事項については、この限りでない。

海上幕僚副長	当該事項を所掌する部長、監察官、首席法務官、首席会計監査官又は首席衛生官
部長	副部長の置かれている部にあつては副部長、副部長の置かれていない部にあつては当該部の当該事項を所掌する課長
監察官	海上幕僚監部総括副監察官（以下「総括副監察官」という。）
首席法務官	海上幕僚監部首席法務官付法務室長（以下「法務室長」という。）
首席会計監査官	海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長（以下「会計監査室長」という。）
首席衛生官	海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長（以下「衛生企画室長」という。）
課長	当該課の当該事項を所掌する室長又は班長

- 2 前項により代決した者は、事後速やかに当該事項について専決を行う者にその旨を報告しなければならない。

附 則

- 1 この達は、昭和37年5月7日から施行する。
- 2 海上自衛隊文書処理規則（昭和33年海上自衛隊達第41号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和38年7月12日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和39年4月7日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和40年12月16日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和45年1月14日から施行する。

附 則〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和45年7月25日から施行する。

附 則〔船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和48年2月20日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和48年8月8日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総務部法務課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年6月30日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年7月10日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、昭和58年6月15日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この達は（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則〔第10次改正による附則〕

この達は、昭和62年5月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第11次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、平成元年7月25日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部人事教育部援護業務課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成2年6月8日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則〕

この達は、平成4年6月10日から施行する。

附 則〔任命権に関する訓令等の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成5年7月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の航空救難に関する達等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成6年3月10日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

この達は、平成8年2月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、平成9年11月14日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔第16次改正による附則〕

この達は、平成11年6月16日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年12月8日から施行する。

附 則〔第17次改正による附則〕

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛秘密の保護に関する訓令の制定に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年11月1日から施行する。

附 則〔第18次改正による附則〕

この達は、平成15年2月14日から施行する。

附 則〔海上自衛隊出納官吏帳簿及び金庫検査規則の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成16年11月16日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛庁の職員の給与等に関する達の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第4条による改正達の附則〕

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔一般曹候補生制度の実施に伴う関係自衛隊達の整理に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成19年4月9日から施行する。

附 則〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔第19次改正による附則〕

この達は、平成19年10月17日から施行する。

附 則〔第20次改正による附則〕

この達は、平成20年2月29日から施行する。

附 則〔第21次改正による附則〕

この達は、平成21年3月23日から施行する。

附 則〔一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

(施行期日)

1 この達は、平成21年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第2条、第4条及び第5条の規定による改正前の次に掲げる達の規定は、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令を廃止する訓令（平成21年防衛省訓令第14号）附則第2条の適用を受ける一般曹候補学生が存する間は、なおその効力を有する。

(2) 海上幕僚幹部における専決に関する達別表3(2)の表部長専決事項の欄

附 則〔第22次改正による附則〕

この達は、平成22年11月1日から施行する。

附 則〔第23次改正による附則〕

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則〔特定秘密の保護に関する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則〔第24次改正による附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則〔第25次改正による附則〕

この達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則〔第26次改正による附則〕

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔第27次改正による附則〕

この達は、平成30年7月1日から施行する。

附 則〔第28次改正による附則〕

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔第29次改正による附則〕

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和4年3月1日から施行する。

附 則〔第30次改正による附則〕

この達は、令和4年8月1日から施行する。

附 則〔第31次改正による附則〕

この達は、令和5年3月8日から施行する。

別表（第3条関係）

1 共通事項

海上幕僚副長 専決事項	部長専決事項	監察官、首席 法務官、首席 会計監査官、 首席衛生官専 決事項	課長専決事項	総括副監察官、 法務室長、会 計監査室長、 衛生企画室長専 決事項
1 部外者の航空機搭乗の上申	1 承認された事項の実施 2 防衛大臣に	部長専決事項に準ずる。	1 承認された事項の実施のうち軽易なも	課長専決事項に準ずる。

<p>2 秘密の物件の外部への委託の許可</p> <p>3 契約業者における特定秘密の取扱い業務に関する申請</p>	<p>対する上申、具申、申請及び報告並びに内部部局の局長に対する申請、報告及び依頼を要するもののうち軽易なもの</p> <p>3 講習等の実施又は参加の要請のうち軽易なもの</p> <p>4 情報及び参考資料等の編さん</p> <p>5 部隊等の業務管理及びサービスの指導</p> <p>6 関係官庁若しくは地方自治体からの依頼又は法令に基づく行政実績に関する回答のうち軽易なもの</p> <p>7 部外に対する協力又は調査の依頼のうち軽易なもの</p> <p>8 部隊等に対する協力又は調査の依頼</p> <p>9 部外からの依頼に対する協力のうち軽</p>		<p>の</p> <p>2 訓令、達等の規定又は決定事項に基づく定例恒常的業務の実施</p> <p>3 情報及び参考資料の配布のうち軽易なもの</p> <p>4 部隊等の業務管理及びサービスの指導のうち軽易なもの</p> <p>5 部隊等に対する協力又は調査の依頼のうち軽易なもの</p> <p>6 航空機（航空自衛隊の定期航空便を含む。）の搭乗依頼</p> <p>7 課員の年間飛行の許可</p> <p>8 課員の飛行記録の作成</p> <p>9 自衛艦隊司令官等への特定秘密事項の通知及び通報</p> <p>10 特定秘密の外部への交付及び伝達する場合の承認の通知</p>	
--	--	--	--	--

	<p>易なもの</p> <p>10 達及び通達の一部改正のうち軽易なもの又は上位令達の改廃により効力が失われ廃止することが適当なもの</p> <p>11 規定された慶弔電報等の打電</p> <p>12 特定秘密に係る文書、図画及び物件の作成等の承認</p> <p>13 特定秘密の外部への交付及び伝達する場合の申請</p> <p>14 秘密の外部への交付及び伝達する場合の申請</p> <p>15 特定秘密に係る文書、図画及び物件の返却及び破棄協議に対する承認</p>		<p>11 契約業者における特定秘密の取扱い業務に関する承認の通知</p>	
--	--	--	---------------------------------------	--

2 総務部所掌業務

(1) 総務課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
部外における行事の実施協力	<p>1 行事の実施細目</p> <p>2 業務計画制度の運用</p>	1 部隊及び艦船等の見学便乗等

	<ul style="list-style-type: none"> 3 業務報告の登録の決定 4 防衛省庁舎前における栄誉礼その他の礼式の実施 5 部隊等におけると列の実施の承認 6 海上自衛隊史の査閲 7 文書の定型化の承認 8 行政考査対象事項に関する要望 9 広報実施に関する部外に対する協力 10 海上自衛隊以外の者（外国人を含む。）の部隊等の視察見学 11 広報映画作成・テレビ・出版物・放送等に対する協力 12 記者クラブ等に対する報道（特殊なものを除く。） 13 東京警務分遣隊が実施する保安業務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 退職幹部自衛官等に対する海上自衛隊部隊等入門証の交付 3 艦船出入港に伴う東京都港湾局に対する手続 4 音楽隊の派遣 5 警務手帳の交付
--	--	---

(2) 経理課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<ul style="list-style-type: none"> 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第17条の規定中予算の流用に関する上申 2 自衛隊予算の執行手続に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第29号）の規定に基づき予算総括者が作成する書類等の提出 3 歳入及び歳出決算報告書並びに国の債務に関する計算書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 1 官職指定以外の出納員の任命 2 出納官吏等の官職指定及び任命に伴う日本銀行への通知 3 会計職員の官職指定に伴う部隊等に対する通知 4 歳入予算の見積り 5 支出計算書及び歳入徴収額計算書の提出 6 FMSの返納金の請求依頼

	<p>4 歳出予算の繰越手続に関する書類等の提出</p> <p>5 官職指定以外の出納官吏及び契約担当官の任命</p> <p>6 特定分任歳入徴収官等の指定の申請及び廃止の報告</p> <p>7 分任歳入徴収官等の設置及び廃止の報告</p> <p>8 前金払及び概算払の財務大臣に対する協議の上申（予決令第57条ただし書及び第58条ただし書）</p> <p>9 随意契約等の財務大臣に対する協議の上申（予決令第102条の4）</p> <p>10 契約書を省略できる場合の財務大臣に対する協議の上申（予決令第100条の2第2項）</p> <p>11 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2の規定に基づき防衛大臣が受託した教育の授業料の額に関する財務大臣に対する協議の上申（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の5）</p> <p>12 海上自衛隊予算の執行手続に関する達（昭和38年海上自衛隊達第66号）に基づく年間予算執行基準の決定</p>	
--	--	--

3 人事教育部所掌業務

(1) 人事計画課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
------------	--------	--------

	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊員の要員区分比等の指示 2 一般幹部候補生、歯科・薬剤科幹部候補生、公募幹部・海曹及び航空学生の採用予定者の決定 3 採用・昇任・学生等選抜及び海技試験問題の作成 4 技術貸費学生採用予定者の選考結果の通知 5 海技試験の合否の決定並びに海技資格付与及び更新の上申 6 海技審査委員会委員の任命等の上申 7 予備自衛官（幹部）の特技の指定及び取消し 8 学生等の応募課程及び応募資格等の決定 9 佐及び尉の階級を指定する予備自衛官の採用、継続任用、階級の指定、昇任昇進、任官、退職及び免職の承認に関する申請 10 予備自衛官補（技能）の採用、退職及び免職に関する申請 11 予備自衛官永年勤続者の防衛大臣表彰に係る報告及び通知 12 事務官等の再任用計画数に関する通知 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予備自衛官手帳の発行 2 志願案内書の作成 3 防衛省職員採用試験対象官職への採用予定者の通知
--	--	---

(2) 補任課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1 2佐及び3佐の自衛官の補職、入所、退職、派遣、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 2佐以下の自衛官の兼補及び解兼補、臨時勤務、臨

	<p>休職、復職、育児休業並びに育児休業の延長及び復帰 (海上幕僚長に対して報告する必要があると人事教育部長が認める事項を除く。)</p> <p>2 自衛官の昇給の決定及び俸給の切替え</p> <p>3 航空学生の採用・命免及び補職</p> <p>4 佐官の昇任、補職、退職、兼補及び解兼補、臨時勤務、臨時乗組、入校、入所、休職及び復職、他省庁出向等に係る防衛大臣に対する意見聴又は意見具申並びに育児休業、育児休業の延長及び復帰に係る進達</p> <p>5 海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜第2次試験受験者の指名並びに学生予定者の決定</p> <p>6 3等海尉への昇任試験の合格者通知</p> <p>7 幹部候補者たる自衛官の2等海尉又は3等海尉への昇任及び飛行幹部候補生たる海曹の海曹長、1等海曹又は2等海曹への昇任</p> <p>8 操縦士の民間活用対象者の選考</p> <p>9 共同の部隊等における自衛官の補職に関する関係幕僚長との協議</p> <p>10 海上幕僚長及び海上幕僚副長が実施する自衛官の昇</p>	<p>時乗組、入校並びに休職の延長</p> <p>2 1尉以下の自衛官の補職、入所、退職、派遣、休職及び復職並びに育児休業、育児休業の延長及び復帰に係る進達</p> <p>3 幹部候補者たる自衛官の退職、休職、入校及び幹部勤務の命令</p> <p>4 外国旅行命令に関する発令事項</p> <p>5 人事発令の通知及び発信</p> <p>6 尉官及び幹部候補者たる自衛官の昇任に関する通知</p> <p>7 海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程及び幹部専攻科課程学生選抜第2次試験受験者並びに学生予定者の通知</p> <p>8 2級以下の事務官等の採用内定者の決定</p> <p>9 死亡叙勲に係る承認</p> <p>10 認識番号の付与及び割当て</p> <p>11 身分証明書の発行及び交付</p> <p>12 精勤章の授与</p> <p>13 営舎外居住の許可</p> <p>14 准尉以下の特技保有者の認定及び取消し、職域特技の指定、接尾語の付与及び取消し</p> <p>15 人事記録の請求及び移管</p> <p>16 経歴証明書の発行及び交付</p> <p>17 分任倫理管理官(人事教育部長)に係る許可、承認</p>
--	--	--

	<p>給上申事務手続</p> <p>11 幹部自衛官の昇任選考に関する事務手続</p> <p>12 3等海尉以下の階級への昇任資格者名簿登載基準に関する通達</p> <p>13 准海尉、海曹長、1等海曹、2等海曹及び3等海曹への昇任定数指示</p> <p>14 4級、5級及び6級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表に掲げる行政職俸給表（一）の4級、5級及び6級並びにこれらに対応する各俸給表の職務の級をいう。以下4級より下位の級についても、この例による。以下同じ。）の事務官等の任免（分限又は懲戒処分による免職及び降任を除く。） 、入所、入校、休職、休職の延長及び復職に係る防衛大臣に対する意見具申並びに育児休業、育児休業の延長及び復帰に関する進達</p> <p>15 3級以下の事務官等の任免（分限又は懲戒処分による免職及び降任を除く。） 、入所、入校、休職、休職の延長及び復職の決定並びに育児休業、育児休業の延長及び復帰に関する進達</p> <p>16 4級、5級及び6級の事務官等の優良昇給に係る防衛大臣に対する意見具申及び標準昇給の決定</p>	<p>及び相談票の処理</p> <p>18 初任給調整手当の支給調書の通知</p> <p>19 障害者の任免状況の報告</p>
--	--	---

17	3級以下の事務官等の昇給	
18	2級以下の事務官等の採用者の決定	
19	任命権者が海上幕僚長である隊員の兼業、兼職の承認	
20	早期退職募集の実施に係る事務手続	
21	幹部自衛官及び3級以上の事務官等以外の職員の懲戒等（免職及び降任を除く。）の決定	
22	警務官（幹部自衛官を除く。）及び警務官補の指定	
23	酒類の使用の許可	
24	航空従事者技能証明及び計器飛行証明の上申	
25	計器飛行証明試験官の指定	
26	航空従事者技能証明及び計器飛行証明の取消し該当事項の報告及び取消し等の通知	
27	航空従事者技能証明書及び計器飛行証明書の再交付	
28	復職時等における号俸の調整	
29	医師又は歯科医師である幹部自衛官に対する給与の特例に関する事。	
30	自衛官の俸給の訂正（3佐以上のうち防衛大臣の承認を要するものを除く。）	
31	叙位及び叙勲（死亡叙勲を除く。）に関する事。	
32	防衛記念章着用資格者の	

	<p>認定及び通知</p> <p>33 外国勲章等の着用資格者の通知</p> <p>34 人事評価系統の改正</p> <p>35 倫理管理官（海上幕僚長）に係る許可、承認及び相談票の処理並びに各種報告書（贈与、株取引及び所得）の提出</p> <p>36 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第4条第3項の規定による日課変更の承認</p>	
--	--	--

(3) 厚生課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<p>1 公務災害補償通知書及び公務災害非該当通知書（特定疾病を除く。）</p> <p>2 通勤災害補償通知書及び通勤災害非該当通知書</p> <p>3 特定疾病の認定に関する協議</p> <p>4 特異な事情による災害（特定疾病を除く。）の承認</p> <p>5 傷病等級又は障害等級の決定に関する協議</p> <p>6 平均給与額の決定に関する申請</p> <p>7 年金たる補償及び年金たる特別給付金の申請</p> <p>8 補償支給決定通知書及び福祉事業承認通知書（年金たる補償及び年金たる特別給付金を除く。）</p> <p>9 補償非該当通知書及び福</p>	<p>1 公務員宿舎の維持管理に関すること。</p> <p>2 恩給、年金等の請求に関する進達</p> <p>3 児童手当に関する事務処理</p> <p>4 国家公務員財産形成貯蓄に関する事務処理</p> <p>5 防衛省共済組合本部長からの依頼に対する協力のうち輕易なもの</p> <p>6 特定疾病の認定に関する承認</p> <p>7 公務災害補償通知書及び公務災害非該当通知書（特定疾病）</p> <p>8 公務上の災害又は通勤による災害の治癒認定通知書</p> <p>9 傷病等級又は障害等級の決定に関する承認</p>

	社事業不承認通知書 10 災害補償の実施状況に関する報告 11 災害補償に係る通知等 12 公務員宿舍の設置計画の決定及び変更	10 平均給与額の決定に関する回答 11 補償支給決定通知書及び福祉事業承認通知書（年金たる補償及び年金たる特別給付金） 12 年金額改定通知書 13 年金たる補償及び年金たる特別給付金の終了に関する通知 14 年金証書の再発行に関する通知 15 医療情報の提供に関する依頼 16 災害補償に係る報告（災害補償の実施状況に関する報告を除く。） 17 災害補償に係る支払に関する手続 18 補償の移管に関する手続 19 レクリエーションに関する事務処理 20 生涯生活設計に関する事務処理 21 給与、退職手当及び若年定年退職者給付金に関する調査並びに報告
--	--	--

(4) 援護業務課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	防衛大臣に対する職業訓練等に係る年度ごとの実施計画及び実績に関する報告	1 1 佐以下及び定年により退職の日に特別昇任した将補の自衛官の退職（予定）者の就職に係る推薦状及び採用者に対する礼状の発簡 2 職業訓練基準枠の指示

(5) 教育課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	1 教育訓練における部外への依頼 2 委託教育の手続 3 留学等の報告 4 自衛隊体育学校の教育内容の協議 5 教育訓練用器材（教育課の所掌に属するものに限る。7において同じ。）の制式及び規格の制定並びにこれらの改正 6 教育訓練用器材の研究改善に関すること。 7 第2種教範及び第3種教範（いずれも教範審査委員会で審査されるものを除く。）の作成・配布、改正及び廃止 8 全自衛隊陸上競技会への参加 9 課目標準の制定及び一部変更	1 教育訓練用器材（教育課の所掌に属するものに限る。）の調達要求に係る承認図の審査 2 恒常的な報告文書 3 航空管制員の技能証明書の返納及び再交付並びに記載事項の変更 4 各種教育実施計画の内部部局担当課等への通知 5 訓練資料の作成・配布、改正及び廃止に関する承認

4 防衛部所掌業務

(1) 防衛課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
部隊又は機関を使用して行う重要な防衛及び警備の方法の実施計画	1 部隊又は機関を使用して行う重要な防衛及び警備の方法の実施に関する細部事項 2 支援船の配属等の期日の決定及び関係部隊等への通知 3 航空機の装備等の期日の決定及び関係部隊等への通知	

	<p>4 支援船の種別及び記号の決定並びに建造番号、番号及び名称の付与に関する防衛大臣への報告</p> <p>5 海上自衛隊年度業務計画細部計画の修正事項の部隊等の長への通達（修正事項の承認を除く。）</p>	
--	--	--

(2) 装備体系課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<p>1 装備の基準に関するもの のうち軽易なもの</p> <p>2 艦船及び航空機の要求性能の概案に関する研究</p> <p>3 支援船の要求性能の上申</p> <p>4 戦闘指揮システムのソフトウェア管理の手続に関すること。</p> <p>5 航空機の機種選定作業に関する防衛政策局長への通知及び協議</p> <p>6 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令(平成27年防衛省訓令第36号)第9条に規定された代替案分析等に関する防衛装備庁長官への依頼</p> <p>7 装備品等の研究開発に関する訓令(平成27年防衛省訓令第37号)に基づく装備品等の研究開発に関する防衛大臣への報告及び防衛装備庁長官への通知</p> <p>8 装備品等の研究改善に関する計画の決定及び実施(装備計画部の所掌に属するも</p>	<p>資料交換に関する取極に基づく資料等の報告</p>

	のを除く。)	
--	--------	--

(3) 運用支援課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
1 掃海海域の細部決定	1 艦船の安全に関する細部事項	1 実弾射撃、航空機による物件の投下等の告示の申請及びこれらの関係官庁への通知
2 通常業務のための艦船の運用	2 艦船の運用に関する細部事項	2 掃海作業実施に関する告示の申請
3 通常業務のための航空機の運用	3 航空関係の安全に関する細部事項（航空交通管制区における訓練支援及び操縦者等の訓練のための恒常的な申請を除く。）	3 部内者の航空機搭乗の許可
	4 航空機の運用に関する細部事項（航空便の設定手続及び航空機の一時使用に関する手続を除く。）	4 航空交通量等の報告
	5 各種親善・共同訓練に関する細部事項	5 部外者の航空機搭乗の承認
	6 米原子力潜水艦による訓練支援に関する事項	6 航空便の設定手続及び航空機の一時使用に関する手続
	7 演習に関する細部事項	7 航空交通管制区における訓練支援及び操縦者等の訓練のための恒常的な申請
	8 演習等における統裁官指示	8 航空機の場外離着陸に関する申請（固定翼航空機に限る。）及び承認（回転翼航空機に限る。）
	9 陸上自衛隊及び航空自衛隊との協同訓練の細部事項	9 海外派遣部隊に関する火薬庫の用途変更
	10 交通便の設定のうち軽易なもの	10 海外派遣任務に関する外国出張計画及び部隊派遣計画
	11 緊急船舶の指定	11 海外派遣部隊に関する出入国のための便宜供与依頼に関する事項
	12 予備自衛官の招集訓練に関する実施要領の検討及び部隊等との調整	12 海外派遣に関する帰国のための進達に係る承認に関する事項

(4) 施設課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
1 施設計画の決定 2 施設の研究改善に関する方針の決定（技術研究開発計画に関する事項を除く。） 3 国有財産（艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。）の管理及び処分に関する基本方針の決定	1 施設計画に基づく施設の取得及び建設計画の決定に関すること（これに必要な協議、申請及び通達を含む。） 2 施設計画に基づく施設の維持及び修理計画の決定 3 施設計画に基づく施設器材、港用品及び防げんいかだの整備計画の決定 4 施設の研究改善に関する計画の決定及びその実施 5 施設器材、港用品及び防げんいかだの研究改善（技術研究開発計画に関する事項を除く。） 6 施設器材、港用品及び防げんいかだの制式及び規格の制定	1 建設計画の実施並びに施設の取得及び建設計画に関する軽微な変更（これに必要な協議、申請及び通達を含む。） 2 施設の維持及び修理計画の実施 3 施設器材、港用品及び防げんいかだの整備計画の実施 4 国有財産（艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。）に関する申請及び承認並びに報告及び通知を要するもの 5 報道機関等に対する飛行場使用の許可

5 指揮通信情報部所掌業務

(1) 指揮通信課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	1 ソフトウェア管理（装備体系課の所掌に属するものを除く。）の手續に関すること。 2 暗号機器の移動等の承認 3 暗号機器の指定及び解除 4 暗号書表の指定及び解除 5 暗号書表の一部改正 6 暗号機能の承認（業務計画上のものに限る。） 7 周波数等の指定申請 8 法定局等の開設等の上申 9 電波使用状況の調査結果	1 暗号書表の定期更新 2 信号符字の付与、取消し及び報告 3 呼出符号等の鉛筆記入 4 通信系等・電波要表に定める事項のうち、周波数等の変更並びに識別符号の付与、取消し又は変更 5 移動局等の検査官の任免及び主任検査官の指定及び解除 6 無線検査結果の報告 7 無線資格の付与に関する

	<p>の報告</p> <p>10 特別な任務に従事する部隊が使用する暗号の運用</p> <p>11 海上自衛隊以外の機関から受領する図書等に関する事 こと（細部については、別に定める。）。</p> <p>12 情報システムの運用承認に関する事 こと。</p> <p>13 中長期電波使用見積りの作成等に関する事 事項</p> <p>14 中期電波使用計画の作成等に関する事 報告</p> <p>15 移動局等の開設及び承認後の変更申請</p>	<p>事項</p> <p>8 無線資格試験問題の申請</p> <p>9 承認書の返納に関する事 項</p> <p>10 法廷局等の開設等のうち、廃止届に関する事 事項</p>
--	---	---

(2) 情報課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<p>1 情報源の決定</p> <p>2 情報要求</p> <p>3 情報見積り</p> <p>4 重要な情報の配布</p> <p>5 特別防衛秘密区分に関する指定、変更及び解除の申請</p> <p>6 特別防衛秘密に属する文書、図書及び物件の複製等の申請</p> <p>7 特別防衛秘密の外部への伝達（送達）の許可の申請</p> <p>8 特別防衛秘密の回収及び破棄（緊急破棄を除く。）の承認</p> <p>9 情報本部に係る業務運営に関する事 事項</p> <p>10 特別防衛秘密の外部への貸出しの許可の申請</p>	<p>1 情報の配布（重要なものを除く。）</p> <p>2 特別防衛秘密区分に関する指定、登録、変更及び解除の通知</p> <p>3 立入禁止掲示実施報告</p> <p>4 特別防衛秘密の外部への伝達（送達）の許可の通知</p> <p>5 特別防衛秘密の定期検査及び保管状況の報告</p> <p>6 秘密事項定期検査の結果の通知</p> <p>7 秘密関係者の確認に関する事 こと。</p> <p>8 秘密関係職員の指定に関する事 こと。</p> <p>9 立入禁止部隊等への立入許可</p> <p>10 中央指揮所への立入許可</p>

	<p>11 特別防衛秘密の外部への委託の申請</p> <p>12 特防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第30条第2項及び第39条第2項に規定する防衛大臣の許可を要さない特別防衛秘密の伝達（送達）及び貸出しの許可</p> <p>13 適性評価の実施における防衛大臣への候補者名簿の申請</p> <p>14 適性評価の実施における防衛政策局長に対する公務所又は公私の団体への照会依頼</p> <p>15 適性評価の実施における防衛大臣への調査の結果等についての報告の依頼</p> <p>16 適性評価実施担当者の指名に関すること。</p> <p>17 適性評価実施担当者証の発行に関すること。</p> <p>18 部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触についての報告</p>	<p>及び立入者の通知</p> <p>11 特定秘密の定期検査の結果の通報</p> <p>12 保全教育の実施状況の通知</p> <p>13 特別防衛秘密に属する文書、図書及び物件の複製等の承認</p> <p>14 特別防衛秘密の外部への貸出しの許可の通知</p> <p>15 特別防衛秘密の外部への委託の承認</p> <p>16 特別防衛秘密に属する文書又は図画の保存期間延長に関する指示</p> <p>17 他機関へ異動した事務官等の適格性、適性評価及び特別防衛秘密取扱資格の実施状況に関する異動通知</p> <p>18 適格性の付与等に関すること。</p> <p>19 適格性の取消しに関すること。</p> <p>20 特別防衛秘密取扱資格の付与等に関すること。</p> <p>21 特別防衛秘密取扱資格の取消しに関すること。</p>
--	--	--

6 装備計画部所掌業務

(1) 装備計画部の各課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>1 装備品等及び装備品等に関する役務の調達計画の決定並びに装備実施上重要なものに関する計画外</p>	<p>1 装備品等及び装備品等に関する役務の調達計画の実施並びに計画外の調達の実施（装備実施上重要なものを除く。）</p>	<p>1 装備品等の調達要求に係る承認用図面及び見本等の審査（装備計画部の各課の所掌に属するものに限る。）</p>

<p>の調達の実施</p> <p>2 装備品等の整備計画の決定</p>	<p>2 装備品等及び装備品等に関する役務の仕様書の制定</p> <p>3 物品管理法令に基づく管理事務</p> <p>4 装備品等の整備計画の実施及び細目の決定</p> <p>5 装備品等の調達要求に係る官給品の官給計画の決定</p> <p>6 装備品等の調達に係る技術変更提案の承認</p> <p>7 装備品等の製造、改造維持及び修理に関する監督検査及び試験</p> <p>8 装備品の装備替え</p> <p>9 装備品等の調達要求に係る検査実施要領の制定</p> <p>10 装備品等の実用試験、性能試験及び性能改善試験の実施</p> <p>11 装備品等の研究改善に関する計画の決定及び実施</p> <p>12 装備品等の制式、規格の制定及び改正</p> <p>13 航空機等の機種選定作業に関する防衛政策局長との協議</p> <p>14 実用試験及び自隊研究用機材並びに技術調査に関する役務の仕様書の制定</p>	<p>2 海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）に定める海幕統制品目の海上自衛隊内の管理換の指示</p> <p>3 装備品等の調達要求に係る官給品の官給計画の実施</p> <p>4 装備品等の調達要求に係る検査実施要領の制定のうち軽易なもの</p> <p>5 装備品等及び役務の調達計画の実施における武器修理費、通信維持費、諸器材等維持費及び艦船修理費による調達実施の変更のうち軽易なもの</p> <p>6 海上装備品等の技術審査に関する協議、依頼及び回答</p> <p>7 実用試験及び自隊研究用器材並びに技術審査に関する役務の監督・検査に関わる防衛装備庁との協議及び依頼に関する回答</p>
-------------------------------------	---	--

(2) 装備需品課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
------------	--------	--------

<p>1 燃料予量告達量の決定</p> <p>2 艦船需品管制額の決定</p> <p>3 物品役務相互提供の実施（装備実施上重要なものに限る。）</p>	<p>1 供（貸）与品の返還の処理（艦艇及び航空機を除く。）</p> <p>2 有償援助物品（防衛装備庁の調達実施に係るものを除く。）の受領報告</p> <p>3 物品役務相互提供の実施（装備実施上重要なものを除く。）</p>	<p>1 分任物品管理官から提出される定期報告書類等の処理</p> <p>2 職務発明に関する認定及び権利継承等の手続き</p> <p>3 防衛省規格の原案の作成、改正及び廃止についての防衛装備庁長官への協議及び依頼に対する回答</p> <p>4 国有特許権等に係る発明等の部内実施状況の通知</p> <p>5 技術貸費学生の業務に関する処理</p> <p>6 給食定額の設定及び運用（年度給食基本方針を除く。）</p> <p>7 給食業務の処理</p>
--	---	---

(3) 艦船・武器課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>1 国有財産（艦船に限る。）の管理及び処分に関する基本方針の決定</p> <p>2 艦船の能力試験の実施</p>	<p>1 装備品等の基本設計の細目の決定</p> <p>2 公試適用表の決定</p> <p>3 国有財産（艦船に限る。）に関する報告、申請、承認及び通知を要するもののうち軽易なもの</p> <p>4 艦船に関する証書の発行の上申</p> <p>5 艦船の要目の取扱いに関する達（昭和36年海上自衛隊達第61号）第8条による要目の報告（通報）</p> <p>6 供（貸）与品（艦艇）の返還の処理</p> <p>7 艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54</p>	

	<p>号) 別冊「艦船造修整備基準」第2章第9節29500に基づく改造計画のうち一般改造計画の決定</p> <p>8 ぎ装員長の具申に係るぎ装要望</p> <p>9 自衛艦使用実績報告の処理</p> <p>10 老齡船舶調査結果の報告</p> <p>11 自衛艦工作基準の協議及び上申</p> <p>12 船舶検査規則(昭和33年防衛庁訓令第53号)による必要な事項の上申</p> <p>13 海上自衛隊の使用する船舶の就役条件審議に関する達(昭和33年海上自衛隊達第16号)第2条の規定に基づき設置する委員会の委員長及び海上幕僚監部の職員である委員の指定</p> <p>14 海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達(昭和43年海上自衛隊達第80号)別冊「艦船検査実施基準」に定める検査対象及び検査項目の一部を省略、追加又は検査区分の適用を変更する場合の当該検査基準の制定</p>	
--	--	--

(4) 航空機課所掌業務

海上幕僚副長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>国有財産(航空機に限る。)の管理及び処分に関する基本方針の決定</p>	<p>1 国有財産(航空機に限る。)に関する報告、申請、承認及び通知を要するものうち軽易なもの</p>	<p>1 航空機用装備品等の初回試験、再試験等に関する申請書等の承認</p> <p>2 航空機用装備品等の技術</p>

	2 国有財産（航空機に限る。）台帳登録手続 3 供（貸）与品（航空機）の返還の処理 4 航空機用機器等の国産化の決定	確認・承認試験に関する申請書等の承認
--	--	--------------------

7 監察官所掌業務

海上幕僚副長専決事項	監察官専決事項	総括副監察官専決事項
	1 艦船に掲示する安全守則の内容の変更 2 艦船事故、航空事故及び一般事故に係る事故調査委員会専門委員の指名 3 事故調査報告書の提出期限延長の承認	

8 首席法務官所掌業務

海上幕僚副長専決事項	首席法務官専決事項	法務室長専決事項
	1 法令の制定、改正又は廃止に伴う関係達の整理に関する達（実質的な改変を伴わず形式的な調整を行うものに限る。）の制定 2 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）第7条第3項の規定に基づく地方協力局長から海上幕僚長に対する制限水域設定変更実施計画書についての協議に対する処理 3 訴訟又は海難審判に関する事務手続 4 防衛大臣又は海上幕僚長が認定する賠償事務手続 5 法令審査委員会の常務委	賠償事務手続（防衛大臣又は海上幕僚長が認定するものを除く。）

	員の命免	
--	------	--

9 首席会計監査官所掌業務

海上幕僚副長専決事項	首席会計監査官専決事項	会計監査室長専決事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上自衛隊出納官吏帳簿及び金庫検査規則（昭和36年海上自衛隊達第48号）第4条第2項の規定に基づく検査員の任命 2 海上自衛隊出納官吏帳簿及び金庫検査規則第7条第2項に基づく検査立会人の任命 3 会計実地検査の際提出する調書 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会計実地検査の実施通知 2 海上自衛隊会計監査規則（昭和36年海上自衛隊達第47号）第7条第3項の規定に基づく会計実地監査の実施通知

10 首席衛生官所掌業務

海上幕僚副長専決事項	首席衛生官専決事項	衛生企画室長専決事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院及び医務室その他保健衛生施設の管理運用 2 医療の実施計画 3 保健衛生、医療及び薬事に関する調査研究並びに技術指導 4 健康診断及び身体検査の実施 5 委託診療の実施 6 部隊等における診療業務を部外の医師又は歯科医師に委託することについての承認 7 海上幕僚長の管轄区分に係る療養実施機関の療養事務（公務災害を除く。） 8 衛生貸費学生の指導 9 衛生資材の制式及び規格の制定並びにこれらの改正 10 衛生資材の研究改善に関 	

	<p>する計画の決定及び実施</p> <p>11 衛生資材の仕様書の制定</p> <p>12 衛生資材の調達要求に係る承認用図面及び見本等の審査</p> <p>13 衛生に関する研修、通修の実施</p> <p>14 保険外給付の材料等による歯冠修復及び欠損補綴における診療行為等点数の申請手続等に関する事。</p>	
--	---	--